

# ときがわ町立都幾川中学校 部活動の方針

令和 2 年 4 月 1 日  
ときがわ町立都幾川中学校

## 1 部活動の目的

生徒の自主的・自発的な参加のもとで行われる部活動において

ア スポーツ、文化及び科学等に親しませる。

イ 異年齢との交流の中で、生徒同士、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。

ウ 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

## 2 部活動方針の策定と公表

(1) 校長は、「ときがわ町立中学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 各部活動の顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

(3) 部活動の方針及び各種計画等については、生徒及び保護者に公表する。

## 3 指導・運営に係る体制の構築

(1) 校長は、生徒、教職員数等を踏まえ、適正な数の部を設置する。

(2) 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。

(3) 管理職は、適宜部活動の視察を行い、必要に応じて顧問と面談を行う。

## 4 適切な指導の実施

(1) 熱中症・落雷等の被害防止を含め、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

(2) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。

(3) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。

(4) 技能・記録の向上を目指した効率的かつ安全な練習内容で活動する。

(5) 生徒間のいじめ・トラブル等の防止のため、顧問、担任等との連携を図る。

(6) 部費などを徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正処理を実施する。

## 5 適切な休養日の設定

(1) 学期中は、平日週に1日以上、土日1日以上の休養日を設ける。なお、毎週木曜日と職員会議等のある日は、「部活動なし」の日とする。

(大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)

(2) 長期休業中は、原則週二日以上以上の休養日を設ける。あわせて、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

夏季休業中の練習日は20日程度とし、学校閉庁日は「部活動なし」とする。

【学校閉庁日：8月11日～16日 12月29日～1月3日】

(3) 一日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。